

整理番号	38 - 044	マスタープラン 3つの挑戦	マスタープラン 施策番号	3 - 1	局・課名	教育委員会事務局・学務課		
区分	新規・拡充・重点 －					(単位 千円)		
事業名	中学校教育振興事業				平成22年度決算額	平成23年度予算額	平成24年度要求額	
関連事業	小学校教育振興事業			事業費	268,339	260,174	355,782	
				事業期間	H ~ H	全体事業費		
事業目的	学校教育法において、保護者が子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うこと及び市町村は経済的理由によって就学困難と認められる保護者に対し必要な援助を与えなければならないことが規定されている。 経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学に必要なとする費用負担の軽減を図ることにより、教育の機会を保障し義務教育の円滑な実施を図る。			今年度要求のポイント 認定基準額の改正及び支給単価を旧の補助単価への改正。 中学校の保健体育の授業で実施される「武道」に掛かる費用負担分の援助。				
事業内容	＜就学援助費＞ 4月から2月末の間に各区役所又は学校を通じて申請の有った者について、認定基準額と前年所得を比較し、認定基準額を下回る保護者に年3回に分けて学用品等の支給を行う。 ＜支援学級等就学奨励費＞ 支援学級に在籍又は他校通級を受けている生徒の保護者からの申請に基づき、収入額が需要額の2.5倍未満の者に、学用品費、給食費等の一部を支給。2.5倍以上でも通学に公共交通機関を利用している場合、通学費を支給。（交流活動交通費は3.5倍未満に支給） ＜中学校夜間学級就学援助費＞ 堺市在住の府内中学校夜間学級に通学する生徒で、経済的な理由で就学困難な者。ただし、全出席日数が1/2以上のものに限る。学用品費、校外活動費（上限2,180円）、修学旅行費（実費）、通学費（実費）について、支給する。			主要求内容 (単位：千円)				
項目				23年度予算	24年度要求額	内容・積算等		
就学援助費				251,740	345,940	学用品費6,120名等		
支援学級就学奨励費				2,855	3,966	学用品費 151名等		
中学校夜間学級就学援助費				5,579	5,876	学用品費 83名等		
その他								
合計	260,174	355,782						
スケジュール（経過及び今後展開）						その他 特記事項		
【経過（～23年度）】 昭和49年度から実施		【24年度】 継続		【今後(25年度～)】 継続				